

## 災害時における被災状況調査等の支援に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「国」という。）と、一般社団法人地理空間情報推進協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災状況調査等の支援に関し、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、円滑な災害復旧活動に資するため、国の所掌する事業に関して協会は必要な被災状況調査等を行うことを目的とする。

### （実施範囲）

第2条 国が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下「所管施設等」という。）における災害発生箇所及び発生のおそれがある箇所とする。

ただし、国が所管施設等以外で被災状況調査等を行う際に、国が必要と認める時は、国の管内にかかわらず支援を行うことができるものとする。

- 2 協会は、災害時における災害復旧活動に必要な被害状況調査等の支援を行うものとする。
- 3 平常時において、国の災害訓練、研修等の実施にあたり、協会は教材提供及び講師派遣について、協力するものとする。

### （協力要請）

第3条 国は、災害時において被災状況調査等を必要と認める時は、協会に協力の要請をすることができるものとする。

- 2 国が主催及び参加する災害訓練、研修等の実施にあたり、必要と認める時は、協会に協力の要請をすることができるものとする。
- 3 協会は国から協力の要請があった場合には、これに応ずるものとする。

### （協力要請から支援までの手順）

- 第4条 国は、支援を必要とする場合、協会に会員の情報収集を要請するものとする。
- 2 協会は、国から要請があった場合、速やかに会員情報を収集し、国に報告するものとする。
  - 3 国は、協会からの情報をもとに、被災状況調査等を実施する会員を特定するものとする。
  - 4 特定された会員は、国又は国の所掌する事務所、管理所及びセンターの長（以下、「事務所長等」という。）の指示により被災状況調査等を実施するものとする。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第5条 国及び協会は、連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿を作成し、毎年度当初に双方で確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、国及び協会がそれぞれ報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 国又は事務所長等は、第4条に基づき特定した会員が支援を実施したときは、遅滞無く契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第7条 支援の実施に伴い、国又は事務所長等及び協会の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は、国、事務所長等又は国が支援する機関の資機材等に損害が生じた場合、協会の会員はその事実の発生後遅延なく、その状況を書面により国又は事務所長等に報告し、その処置について国又は事務所長等と協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、国もしくは協会いずれからも申し出が無い場合は、引き続き同一条件をもって本協定を翌年3月31日まで継続するものとする。また、締結後、国もしくは協会いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。なお、申し出の時期は、廃止する期日の1ヶ月以前とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、国と協会が協議のうえこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するものとして、本協定書2通を作成し、国及び協会が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年 3月31日

国土交通省 関東地方整備局  
局長 石原 康弘



一般社団法人 地理空間情報推進協会  
代表理事 中島 博 敬

